

国民健康保険税の課税限度額・軽減制度が変わります

高所得者に応分の負担を求め、中・低所得者の負担軽減を図るため、平成30年3月に課税限度額および軽減判定所得の見直しが国で行われました。これに基づき、高浜市でも平成30年度より次のとおり改正を行います。

国保税 課税限度額が変わります

国保税は加入者の所得に応じて決定します。医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分をそれぞれ計算し、合算しますが、それぞれに課税の上限が設定されています。この上限が、**課税限度額**です。

計算した税額が限度額を超える場合、表の額で課税されます。

課税限度額の改正内容

	改正前	改正後
医療分	54万円	58万円
後期高齢者支援金分	19万円(変更なし)	
介護納付金分 (40~64歳の加入者のみ)	16万円(変更なし)	

軽減制度の対象者が拡大されます

低所得者への国保税の負担を軽減するため、世帯主と国保加入者（特定同一世帯所属者を含む）の所得の合計額が基準以下の場合、均等割と平等割が、7割・5割・2割のいずれかで軽減されます。

5割と2割の軽減対象となる所得の基準額が表のとおり引き上げられ、軽減対象世帯が拡大されます。

※特定同一世帯所属者…同じ世帯の中で、75歳を迎え後期高齢者医療制度に加入したことで国民健康保険の資格を喪失した人。

軽減対象となる所得基準額

軽減割合	所得基準額	
7割軽減	33万円以下(変更なし)	
5割軽減	改正後	33万円+27.5万円×被保険者数
	改正前	33万円+27万円×被保険者数
2割軽減	改正後	33万円+50万円×被保険者数
	改正前	33万円+49万円×被保険者数

国民健康保険税を納めないとならぬの？

災害などの特別な理由もなく国保税を納めていただけない方には、納めている方との公平性を維持するため、被保険者証（保険証）が「短期保険証」や「資格証明書」に切り替わります。

また、納めないまましていると、延滞金の加算や、財産の差し押さえなどが行われる場合もあります。

短期保険証とは

国保税が全額納められていない世帯に交付される、有効期限の短い保険証です。通常は2年ごとの更新ですが、半年ごとに市役所へ来庁し、新しい保険証の受け取りと納税相談を行っていただく必要があります。

資格証明書とは

国保税を1年以上納めないまましていると、保険証を返還していただき、その代わりに証明書を交付します。

「資格証明書」は国保に加入していることを証明するだけのもので、保険証のように1~3割の窓口負担で病院にかかることはできません。かかった医療費の全額をいったん自己負担し、後日、市民窓口グループへ申請することで医療費の7~9割が払い戻されます。

資格証明書の交付後、さらに納めないでいると…

「資格証明書」を交付されている世帯が、納付期限から1年6か月を過ぎても納めないままでは、国保の現金給付（療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費など）の一部または全部が差し止められます。それでもなお納められない場合は、差し止められている現金給付の全部または一部が、未納の国保税に充てられることとなります。

納付が困難なときは相談してください

災害や半年以上の病気療養など、国保税の納付が困難な事情がある場合は、申請により税額が下がる場合があります。（減免制度）

また、分割納付などができる場合がありますので、納めないまま放置をせず、早めに相談してください。

